

身体障害者診断書・意見書（ 聴覚障害・平衡機能 障害用）

総括表

氏 名	大正・昭和 平成・令和	年 月 日生（ ）歳	男・女
住 所 川崎市			
①障害名（部位を明記）			
②原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、 自然災害、戦災、疾病、先天性、その他（ ）	
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日 ・ 場所			
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			
⑤総合所見			
【将来再認定 要・不要】（再認定の時期 年後）			
⑥その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 第 15 条指定医師氏名			
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する（ 級相当） ・該当しない			
注意 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、右上下肢機能障害、等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、脳卒中等原因となった疾患名を記入してください。 2 等級は、川崎市障害程度審査委員会又は川崎市社会福祉審議会の審査により決定されます。 3 障害区分や等級決定のため、川崎市障害程度審査委員会又は川崎市社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。 4 医師氏名、訂正箇所は自署（フルネーム）又は押印をお願いいたします。			

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

〔はじめに〕（認定要領を参照してください）

この診断書においては、次の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載してください。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能ですが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意してください（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはありません）。

□ 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載してください。

□ 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載してください。

□ 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載してください。

□ そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載してください。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

（1）聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	dB
左	dB

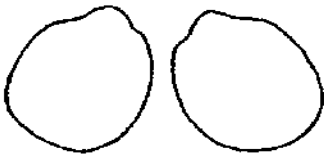
（2）障害の種類

伝 音 性 難 聴
感 音 性 難 聴
混 合 性 難 聴

（3）鼓膜の状況

（右）

（左）



（4）聴力検査の結果

ア 純音による検査

オーディオメータの型式 _____

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				
dB				

（必ず上記へ記載してください。）

イ 語音による検査

（5）身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

（注）2級と診断する場合、記載すること。

有 ・ 無

語音明瞭度（音声出力レベル）

右	%	（	dB）
左	%	（	dB）

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

（1） 家庭における家族又は肉親との音声言語による会話の状況

（2） 家庭周辺における家族以外の者との音声言語による会話の状況

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

次の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は（ ）内に必要事項を記述してください。

- 「該当する障」
- ☐ そしゃく・嚥下機能の障害
→「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記載してください。
 - ☐ 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載してください。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- ☐ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- ☐ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- ☐ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- ☐ その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉 各器官の観察点

- ・口唇・下顎： 運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌： 形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋： 挙上運動、反射異常
- ・声帯： 内外転運動、梨状窩の唾液貯留

- 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載してください。）

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考Ⅰ〉 各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

〈参考Ⅱ〉 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

- 観察・検査の方法

- ☐ エックス線検査（ ）
- ☐ 内視鏡検査（ ）
- ☐ その他（ ）

○所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載してください。）

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- ☐ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- ☐ その他

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

（2）その他（今後の見込み等）

（3）障害程度の等級（下の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れてください。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいいます。具体的な例は次のとおりです。

- ☐ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- ☐ 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- ☐ 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいいます。

具体的な例は次のとおりです。

- ☐ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- ☐ 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- ☐ 外傷・腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- ☐ 口唇、口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

〔記入上の注意〕

（1）聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオーディオメータで測定してください。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、 $(a + 2b + c) / 4$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定してください。

（2）歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとします。

（3）小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要です。